

提案説明書

1 趣旨

本業務は、札幌市営地下鉄及び路面電車について、将来人口の変化に対応可能な需要推計手法を構築し、将来の長期収支作成及び札幌市交通事業経営計画の改定に活用することを目的とする。

また、観光需要、就業者数、沿線再開発、立地適正化計画等が地下鉄及び路面電車利用に与える影響について分析し、将来需要の変動要因を整理するとともに、将来の施策検討及び交通事業経営の基礎資料として活用可能な知見を整理することを目的とする。

上記を目的として、専門的な知見や豊富な経験を有する事業者を対象に、公募型企画競争により業務委託事業者を選定する。

2 企画競争に付する事項

- (1) 役務の名称 令和8年度地下鉄・路面電車の需要推計業務
- (2) 調達案件の内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 提案を求める事項

以下の項目について、具体的な提案を行うこと。詳細は別添「仕様書」を参照。

- (1) 業務全体の実施方針及び計画（計画準備）
- (2) 現況分析手法及び活用データに関する提案
- (3) 将来需要推計手法の構築（モデル構築、人口条件の設定方法等）
- (4) 将来需要の構造分析（利用増加要因分析、シナリオ分析の具体的手法）
- (5) 成果物（報告書及び電子データ）の作成及び納品方法
- (6) 品質管理体制及び品質保証の考え方
- (7) 参考見積（業務全体について、下記4に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳）
- (8) その他（本事業の目的達成のために必要と考えられる項目、類似事業の実績等）

4 予算規模

金15,345,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

5 企画提案に係るスケジュール（予定）

- (1) 参加意向申出書提出期限・・・令和8年8月25日(火)
- (2) 企画提案に関する質問票の受付期限・・・令和8年8月31日(月)
- (3) 企画提案書提出期限・・・令和8年9月4日(金)
- (4) 審査(書面審査)・・・令和8年9月7日(月)～9月11日(金)
- (5) 審査(プレゼンテーション)・・・令和8年9月17日(木)（予定）
- (6) 審査結果の通知・・・令和8年9月30日(水)（予定）
- (7) 契約締結日・・・令和8年10月30日(金)（予定）

6 参加資格要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、公益法人等（以下「企業等」という。）であり、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）「一般サービス業 情報サービス、研究・調査企画サービス業」の登録事業者であり、下記ア～カのいずれの要件にも該当しない者。
 - ア 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - イ 札幌市との入札及び契約等において、下記(ア)～(キ)のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後3年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）。
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (エ) 地方自治法第23条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - (キ) 上記(ア)～(カ)の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - ウ 直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者。
 - エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者。
 - オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者。
 - カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例7条に規定する暴力団関係事業者該当する者。
- (2) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での応募参加を希望していないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月31日管理者決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 複数企業による共同企業体（JV）ではない者。

7 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は質問受付期間内に所定の様式（様式6）にその内容を記入し、札幌市交通局事業管理部経営計画課宛に電子メールで送信すること。

(2) 受付期間

令和8年8月14日(金)から令和8年8月31日(月)正午まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時交通局ホームページにて公開する。

8 参加意向申出書の提出

(1) 提出期限

令和8年8月25日(火)

(2) 提出方法

下記様式について、持参又は郵送により提出すること。

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 同種業務等実績書（様式2）

ウ 提出先

「13 担当部局名」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分(土日・祝日を除く)

オ 参加資格の審査

提出を受けた参加意向申出書の内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を口頭又は電子メール等にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記(ア)～(ウ)の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、若しくは既に提出された提案書類の評価を行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

(イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(ウ) 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

(3) 提案書の提出

ア 提出期限

令和8年9月4日(金)正午必着

イ 提出方法

下記の書類について、持参又は郵送により提出すること。

なお、下記(ウ)、(エ)については正本1部、副本8部を作成し、併せて電子データを「13担当部局名」の提出先へ電子メールで提出すること。提案事業者を特定できる表現は、正本を除き行わないこと(正本にのみ社名を記載すること)。

(ア) 公募型企画競争申込書(様式3)

(イ) 応募法人の概要(様式4)

(ウ) 企画提案書

自由様式、紙については、A4 版片面で作成。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。

(エ) 見積書

自由様式、紙については、A4 版片面で作成。経費の内訳を記載、消費税等相当額も明示すること。

(オ) 公募型企画競争参加辞退届(様式5)

企画競争に参加しない場合に提出すること。

9 審査

(1) 審査方法

令和8年度地下鉄・路面電車の需要推計業務企画競争実施委員会(以下、実施委員会)において、提出された企画提案書等やプレゼンテーションの内容を企画提案書評価基準(別紙)により総合的に審査する。

各実施委員が独立して評価点を算出し、その合計点に基づき実施委員会が評価を確定する。その評価点の合計が最も高い提案者を契約候補者とする。

(1) 書面審査

応募者が多数あるときは、事前に書面による審査を行う場合がある。その場合には、企画提案書評価基準(別紙)における【書面審査】をその基準とする。

なお、プレゼンテーションについては、当該書面審査を通過した3者程度のみを対象に実施する。

ただし、応募件数が少数である場合は、実施委員会の決定に基づき、書面審査を実施しないことがある。

(2) プレゼンテーション

ア 日時

令和8年9月17日(木)予定(詳細は提案者に別途通知する)

イ 場所

札幌市交通局本局庁舎3階特別会議室Ⅰ

所在地 札幌市中央区大通西2丁目9

ウ 実施方法

1者約30分(提案説明約20分、質疑応答約10分)とする(ただし、変更となる場合がある)。

なお、出席者については統括責任者含め最大3名までとする。

(3) 審査結果の通知

上記(1)及び(2)の審査結果は、速やかに企画提案者全員に対して文書により通知するが、審査の過程は公表しない。

10 契約

実施委員会において選定された契約候補者と札幌市交通局の間で、企画提案内容を元に協議を行い、協議が整った場合は特定者を相手方とする随意契約により契約を締結する。

11 疑義の申し立て

(1) 疑義の申し立て

企画提案者は、企画競争への参加資格の審査結果又は提案企画の選定結果に疑義があるときは、それぞれ以下の期間内に、書面により疑義の申し立てをすることができる。

ただし、持参により提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

ア 参加資格についての疑義申し立て

審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日（土日・祝日を除く）以内

イ 選定結果についての疑義申し立て

選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（土日・祝日を除く）以内

(2) 申し立てに対する回答

申し立てのあった日の翌日から起算して5日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により回答する。

(3) 申し立ての提出先及び受付時間

提出先：「13 担当部局名」と同じ。

受付時間：8時45分から16時00分（土日・祝日を除く）

12 その他留意事項

(1) 書類の作成・提出に係る費用は提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例の定めるところにより、公開される場合がある。

13 担当部局名（問合せ・提出先）

〒060-0042

札幌市交通局事業管理部経営計画課経営計画係 林・四栗（よつぐり）

電話（011）211-5104 電子メール st.keieikeikaku@city.sapporo.jp